

尾道市中学校リーダー研修会マスコットキャラクター
「おのにゃん」使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、尾道市中学校リーダー研修会マスコットキャラクター「おのにゃん」(以下「マスコット」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 営利を目的として使用する場合を除き、何人もマスコットを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 尾道市中学校リーダー研修会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用するとき、又は使用をおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他その使用が著しく不適当であるとき。

(使用承認申請)

第3条 営利を目的としてマスコットを使用する場合、又はマスコットの立体物、動画を製作する場合は、マスコット使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して尾道市教育委員会学校教育部教育指導課長(以下「課長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。

2 課長は、前項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットの使用を承認する。

3 課長は、第1項の規定による申請を行ったものに対し、承認をしたときはマスコット使用(変更)承認書(様式第2号)を、承認をしなかったときはマスコット使用(変更)不承認書(様式第3号)を交付するものとする。

4 第1項の承認を受けることができるのは、次のものに限る。

- (1) 尾道市内に住所を有する者。
- (2) 尾道市内に存する事務所又は事業所に勤務する者。
- (3) 尾道市内に存する学校に在学する者。
- (4) 尾道市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体。
- (5) 前各号のほか、特に課長が承認する者。

(使用上の遵守事項)

第4条 マスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用するデザインは、尾道市中学校リーダー研修会マスコットキャラクター「おのにゃん」デザインガイドマニュアル(以下「マニュアル」という。)に定めたものとする。

(2) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。
ただし、課長が認めた場合は、この限りではない。

(3) マスコットの使用に当たり、別記の表記（「使用例」参照）を付すこと。ただし、課長が認めた場合は、この限りではない。

2 マスコットの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 完成物件を提出すること。ただし、完成物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(2) 承認された用途のみに使用すること。

(3) 営利を目的として使用する場合、四半期ごとにマスコット使用商品等販売状況報告書（様式第4号）を提出すること。

（承認内容の変更）

第5条 マスコットの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、マスコット使用変更申請書（様式第5号）を課長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認、不承認は、マスコット使用（変更）承認書（様式第2号）、マスコット使用（変更）不承認書（様式第3号）をもって行う。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

（権利設定の禁止）

第6条 マスコットを使用する者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

（権利義務の譲渡等）

第7条 マスコットの使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（違反等に対する取扱い）

第8条 マスコットを使用している者（使用承認を受けた者を除く。）が、第4条第1項に定める事項を遵守しなかったとき、又はこの規定に違反したとき、課長はその使用の差止めを請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

2 マスコットの使用承認を受けた者が、第4条第1項ならびに第2項に定める事項を遵守しなかったとき、又はこの規定に違反したとき、課長はマスコット使用承認取消通知書（様式第6号）を交付し、その承認を取り消すことができる。

3 前項の規定により、使用承認を取り消された者に損害が生じても、課長はその責めを負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、マスコットの取扱いに関し必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

<別記>使用例



尾道市中学校リーダー研修会
マスコットキャラクター おのにゃん



©尾道市中学校リーダー研修会